

# 阿山ふるさとの森公園周辺公共施設における官民連携事業可能性調査業務委託仕様書

## 1 業務の目的

伊賀市（以下「市」という。）では、阿山ふるさとの森公園周辺の市所有公共施設を活用し、レジャーやスポーツ等に特化した公園を整備及び運営することを検討しており、特に、その整備・運営手法においては、収入増加、施設管理費削減等による財政負担の軽減を目指し、官民連携手法で実施することを検討している。そこで、「阿山ふるさとの森公園周辺公共施設における官民連携事業可能性調査業務委託」（以下「本業務」という。）では、民間ヒアリング等の調査を実施し、官民連携手法による事業の実現可能性を図る。

## 2 対象施設及び住所

- (1) 阿山ふるさとの森公園 三重県伊賀市川合 3 3 7 6 番地 1 2
- (2) 阿山ふるさと資料館 三重県伊賀市川合 3 3 7 6 番地 1 2
- (3) 阿山B & G海洋センター 三重県伊賀市川合 3 3 7 6 番地 7
- (4) 阿山第1運動公園 三重県伊賀市川合 3 3 7 3 番地 1
- (5) 阿山第2運動公園 三重県伊賀市川合 3 3 7 6 番地 7
- (6) 阿山交流促進施設（道の駅あやま） 三重県伊賀市川合 3 3 7 0 番地 2 9
- (7) あやま文化センター 三重県伊賀市川合 3 3 7 0 番地 2 9

## 3 履行期間

契約締結日から2020（令和2）年2月28日までとする。

## 4 準拠する法令

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか関係法令等に準拠して行うものとする。

## 5 業務内容

- (1) 対象事業に関する前提条件の整理
  - ①上位・関連計画の整理
  - ②法制度・条件の整理
  - ③周辺環境状況の整理
  - ④課題・可能性の整理
- (2) 事業者ヒアリング及び参画意欲分析
- (3) 事業スキームの設計・構築検討

本事業を従来手法で実施する場合と官民連携手法で実施する場合の事業スキーマ

ム等について検討する。

- ①事業期間
  - ②事業方式の設計・構築
  - ③事業範囲の検討
  - ④資金調達方法の検討
- (4) 事業推進に関する課題の整理
  - (5) 合意形成の支援

## 6 協議・打ち合わせ

打ち合わせ回数は、原則、月1回とする。その他に打ち合わせの実施が必要となる場合は受注者と協議し、行うものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間時
- (3) 成果品納入時

## 7 提出書類

契約締結後、受託者は業務着手前と業務完了時に、次の関係書類を委託者に提出し、承認を受けるとともに、進捗状況を報告しなければならない。また、受託者は、本業務を実施するにあたり、阿山ふるさとの森公園周辺公共施設における官民連携事業可能性調査業務委託仕様書に記載のない事項は、委託者と協議の上、決定するものとする。

- (1) 契約締結後
  - ①着手届及び管理技術者及び照査技術者届（経歴書添付）
  - ②技術者名簿（経歴書を添付）
  - ③業務実施計画書
  - ④業務工程表
- (2) 業務完了時（成果品と共に提出するものとする）
  - ①委託業務完了届
  - ②成果品引渡書

## 8 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、本業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託内容等について、事前に書面により本市の承認を得ることとする。

## 9 守秘義務

受託者は、当該業務を進めるにあたり知り得た事項について、市が公表する事項は公

表前に、それ以外の事項は一切の事項を他に漏らしてはならない。

## 10 成果品

委託者は、本業務を完了した時は、次のとおり成果品を提出しなければならない。なお、電子データの仕様等にあたっては、委託者と協議の上、決定するものとする。

- (1) 報告書 10部
- (2) その他、本業務に関連し作成した資料 一式
- (3) 電子データ 一式
- (4) その他委託者が指定したもの

以上